

令和元年12月19日（木）

検察審査会概況説明関係資料

目 次

第1表の1 新受・既済・未済人員数等

第1表の2 第2段階の審査（法第41条の2による審査）

第2表 罪名別新受人員数

第3表 起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等

第1表の1 新受・既済・未済人員数等

東京第一～第六・立川検察審査会

序 名	年 度	受 理				既 済						審 査 期 間 (受理の日から)					未 済 件 数	建 議 勧 告 件 数			
		旧 受	新 受			合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 當	不 起 訴 相 當	審 查 打 切 り	申 立 却 下	移 送	合 計	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1 え 年 をも 超 る			
			申 立 て	職 權	移 送									月 以 内	月 以 内	月 以 内	年 以 内	年 以 内			
東京第一～第六 の合計	27	50	142	2		144	194			8	108	24	11	1	152	30	42	45	32	3	42
	28	42	142			142	184			9	108	2	25	1	145	33	39	34	34	5	39
	29	39	167	2		169	208			2	109	1	71		183	78	53	40	11		25
	30	26	151	1		152	178	1		58	3	61	2	125	20	89	10	6		53	
	31	53	32			32	85			1	30		39	1	71	3	50	17	1		14
東京第一	27	10	39	1		40	50			3	13	1		1	18	2	4	7	4	1	32
	28	32	16			16	48			2	15	1	20		38	2		1	30	5	10
	29	10	28	1		29	39			1	20	1	12		34	15		9	9		5
	30	6	22			22	28			7	2	4		13		2	5	6		15	
	31	15	5			5	20			6		11		17	1	7	8	1		3	
東京第二	27	13	21	1		22	35			26	5	2		33	4	7	13	8	1	2	
	28	2	13			13	15			10	1	1	1	13	3	8	2			2	
	29	2	22	1		23	25			1	13		8		22	12	4	5	1		3
	30	3	30			30	33	1		10		14		25	2	22	1			8	
	31	8	5			5	13			1	6		5		12		9	3		1	
東京第三	27	7	20			20	27			1	20	3	2		26	3	7	10	6		1
	28	1	26			26	27			1	20				21	1	10	10		6	
	29	6	19			19	25			18		4		22	11	11				3	
	30	3	24			24	27			9		12	2	23	7	13	3			4	
	31	4	6			6	10			6		1		7		5	2			3	
東京第四	27	14	14			14	28			19	3	1		23	1	4	4	13	1	5	
	28	5	28			28	33		5	13				18	2	5	7	4		15	
	29	15	31			31	46			28		14		42	13	12	16	1		4	
	30	4	26			26	30			10	1	17		28	7	21				2	
	31	2	5			5	7			5		1		6		4	2			1	
東京第五	27	1	23			23	24			3	10	10			23	10	11	2			1
	28	1	41			41	42			1	36		2		39	22	9	8			3
	29	3	34			34	37			13		18		31	10	18	3			6	
	30	6	29			29	35			10		4		14	2	11	1			21	
	31	21	5			5	26			3		19	1	23		21	2			3	
東京第六	27	5	25			25	30			1	20	2	6		29	10	9	9	1		1
	28	1	18			18	19			14		2		16	3	7	6			3	
	29	3	33			33	36			17		15		32	17	8	7			4	
	30	4	20	1		21	25			12		10		22	2	20				3	
	31	3	6			6	9			4		2		6	2	4				3	
立 川	27	7	32			32	39		2	21	2			25		2	11	12		14	
	28	14	30	2		32	46			28	2	1		31	6	5	5	14	1	15	
	29	15	27	1		28	43			23	1			24	4	2			18		
	30	19	13		2	15	34	1	22	1	1		25	1	2	3	19		9		
	31	9	24	5	1	30	39		1	16				17	6	1	3	7		22	
東京地裁管内 7検審総合計	27	57	174	2		176	233		10	129	26	11	1	177	30	44	56	44	3	56	
	28	56	172	2		174	230		9	136	4	26	1	176	39	44	39	48	6	54	
	29	54	194	3		197	251		2	132	2	71		207	82	55	40	29		44	
	30	45	164	1	2	167	212	1	1	80	4	62	2	150	21	91	13	25		62	
	31	62	56	5	1	62	124		2	46		39	1	88	9	51	20	8		36	

(注) 「建議勧告件数」欄は件数建てによる事件数であり、その他の欄はすべて被疑者数による延べ人員である。

※ 平成31年度の数値は、平成31年1月から令和元年6月までの6ヶ月分である。

第1表の2 第2段階の審査(法第41条の2による審査)

東京第一～第六・立川検察審査会

府 名	年 度	審 查 開 始	既 済			審 查 期 間					審 查 中
			起 訴 議 決	起 訴 議 決に 至 ら ず	そ の 他	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1え 年る をも 超の	
東京第一～第六 の合計	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第一	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第二	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第三	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第四	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第五	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										
	31										
東京第六	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
立 川	27										
	28										
	29										
	30										
	31										
東京地裁管内 7検審総合計	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										
	31										

- (注) 1. 審査期間は、公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けた日、又は起訴を相当とする議決の謄本を検察庁に送付した日から3月(又は最長で3月の延長)を経過した日から数える。
 2. 平成31年度は令和元年6月末現在の数値である。

第2表 罪名別新受人員数(平成31.1.1～令和元.6.30)

東京第一～第六・立川検察審査会

順位	罪名	東京第一～第六の合計							立川	管内検審合計(人)
			第一	第二	第三	第四	第五	第六		
1	文書偽造	1	1						10	11
2	詐欺	5			1	2	1	1	1	6
	強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等	6	1	1		2	1	1		6
	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	1			1				5	6
3	傷害、同致死	4		3					1	1
4	特別公務員暴行陵虐、同致死傷	0							4	4
5	暴行	1			1				2	3
	毀棄、隠匿等	0							3	3
6	過失致死傷	1					1		1	2
	業務上横領	1			1				1	2
	自動車運転過失致死傷	2	2							2
7	殺人、自殺関与及び同意殺人	1	1							1
	名誉毀損、侮辱	1						1		1
	虚偽告訴等	0						1		1
	窃盗	1						1		1
	誘拐	1					1			1
	会社法違反	1					1			1
	業務上過失致死傷	0							1	1
	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	1						1		1
合計		28	5	4	3	5	5	6	30	58

- (注) 1. 特別法犯の罪名は違反に係る法令の名称による。
 2. 「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」(177条～179条、181条)を含む。

第3表

起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等 (平成21.5.21～令和元.6.30)

東京第一～第六・立川検察審査会

() 内は、執行猶予が付されたもので内数である。

(注) 1. この表は、当該年度に起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件についての、原不起訴処分の理由と、当該事件について、その後、検察官が執った事後措置及び第一審裁判所の裁判結果等を記載したものである。

2. *起訴相当と議決された被疑者は3名であったが、第一段階の審査（検察官の不起訴維持まで）では、2件の事件が併合されていたため、統計上の被疑者数は6名と計上した。第二段階の審査以後は、統計上の被疑者数は、審査開始時の被疑者数である3名となった。